

相談（訪問面接、E-mail・電話等）利用規約

株式会社産政総合研究機構

令和4年4月6日

（総則）

第1条 この規約は、株式会社産政総合研究機構（以下、「産政総合研究機構」という）が提供する、訪問面接、E-mail・電話等による相談サービスの利用に関し、必要な事項を定める。

（利用者）

第2条 利用者は、産政総合研究機構の各種相談サービスを利用するすべての者をいう。

（訪問面接相談サービス提供の場所）

第3条 訪問面接相談サービスを提供する場所は原則、利用者の事務所とする。

（申込方法）

第4条 訪問面接、E-mail・電話等による相談サービスの申し込み方法は、E-mailに必要な事項を記入の上、産政総合研究機構の問い合わせ用メールアドレスに申し込むものとする。

（回答書）

第5条 E-mail・電話による相談は、E-mailでの回答をもって回答書とするが、必要に応じて電話で補足説明をする。訪問面接による回答は、回答書並びに必要なに応じて参考資料を書面で提出する。

（料金等）

第6条 料金については以下のとおりとする。

◎メール・電話相談料金

顧客区分	利用料金
中国産業動向調査レポート購読契約者 ^(注1)	¥5,000/回（調査・確認を含め回答に要する時間が30分以下の場合）。追加料金：30分毎に¥5,000（回答前に見積あり）
会員制情報提供事業者の会員（CISTEC 賛助会員等）	¥7,000/回（調査・確認を含め回答に要する時間が30分以下の場合）。追加料金：30分毎に¥5,000（回答前に見積あり）
上記以外の法人等 ^(注2)	¥10,000/回（調査・確認を含め回答に要する時間が30分以下の場合）。追加料金：30分毎に¥8,000（回答前に見積あり）

（注1）会員制情報提供事業者の賛助会員等は含みません。

（注2）弊社とサービス利用契約を結んでいない法人等です。

◎相談料金（場所：茨城県土浦市内の弊社指定会議室あるいは依頼主事務所）

顧客区分	利用料金
中国産業動向調査レポート 購読契約者 ^(注1)	¥15,000/回（1時間以内）＋出張交通費 ^(注3) 。 追加料金：30分毎に¥5,000（回答前に見積あり）
会員制情報提供事業者の会員 （CISTEC 賛助会員等）	¥20,000/回（1時間以内）＋出張交通費 ^(注3) 。 追加料金：30分毎に¥7,000（回答前に見積あり）
上記以外の法人等 ^(注2)	¥30,000/回（1時間以内）＋出張交通費 ^(注3) 。 追加料金：30分毎に¥10,000（回答前に見積あり）

（注1）会員制情報提供事業者の賛助会員等は含みません。

（注2）弊社とサービス利用契約を結んでいない法人等です。

（注3）出張交通費は、東京 23 区内（離島を除く）は一律 5,000 円。それ以外の地域は実費。JR 土浦駅から 100km 超の地域は、別途出張手当が加算されます。

2. 支払方法

相談終了後、当社から利用者に請求書を送付する。利用者は請求書を受け取ってから 1 カ月以内に、当社指定銀行口座に入金する。その際、振り込み手数料は、利用者の負担とする。

（機密保持）

第 7 条 産政総合研究機構は、相談を受けた内容の機密保持に責任を持つものとする。

（免責）

第 8 条 相談の回答は、安全保障貿易等に関する助言であり、相談の回答により不利益や損害が生じた場合であっても、産政総合研究機構は故意又は重大な過失がある場合を除き、産政総合研究機構は一切の責任を負わない。

（規約の改定）

第 9 条 産政総合研究機構は、この規約を変更した場合は、変更後の規約を産政総合研究機構のホームページに掲載するものとする。

附則 この規約は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。